

なんば広場の安全管理に関するデジタル技術の活用方策等に係る検討調査業務委託

参加申請書及び参加資格審査資料に関する質問への回答

No.	質問内容	回答
1	業務委託特別共同企業体を結成する場合、参加申請書等の提出時において、(カ) 業務委託特別共同企業体協定書は、協定書本紙のみの提出でよろしいでしょうか？（業務委託特別共同企業体協定書第8条に基づく協定書は、委託事業者の決定後など、後日で宜しいでしょうか？）	参加申請時は、業務委託特別共同企業体協定書のみの提出で問題ありません。 業務委託特別共同企業体協定書第8条に基づく協定書は、業務着手時までにご提出ください。
2	業務委託特別共同企業体を結成する場合、(エ) 誓約書について、共同企業体代表者だけ提出するのか、もしくは全ての構成員が提出する必要がありますでしょうか？また、全ての構成員が提出する必要がある場合、共同企業体名で作成した誓約書について、共同企業体名下に全ての構成員を列挙して、各構成員代表者の捺印があれば宜しいでしょうか？	共同企業体として、代表者が記名押印のうえ提出してください。 （「商号又は名称」欄に共同企業体の名称を記載し、「氏名又は代表者氏名」欄に、共同企業体代表者の商号又は名称及び氏名又は代表者氏名を記載してください。）
3	参加申請書等を提出し、提案書提出者として通知を受けた後の、提案書等の検討段階において、場合によっては、提案書の提出を辞退することは可能でしょうか？	選定前であれば、辞退は可能です。